

仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱

(令和2年3月30日子供未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取り決め内容の債務名義（強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書の作成）化を促進するとともに、継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の母若しくは父又はそれらの者に代わり養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者に限る。以下同じ。）を養育する者（以下「養育者」という。）が保証会社と締結する養育費保証契約において本人が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること
- (3) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- (4) 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- (5) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- (6) 過去に同一の児童を対象として、この補助金を交付されていないこと
- (7) 市税の滞納がないこと
- (8) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第3条 前条第7号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第4条 第2条第7号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、保証会社と締結する養育費保証契約に要する経費のうち、初回保証料として本人が負担する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める経費と5万円を比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出して行うものとする。ただし、公簿その他の資料で確認することができる場合は、交付申請書により同意を得た上で、第1号(児童扶養手当の支給を受けている場合に限る。)、第2号及び第3号の添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(当該申請者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(8月から10月までの間に申請する場合を除く)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (4) 補助対象となる経費の領収書等(クレジットカードの利用の場合にあっては領収書の代わりにクレジット契約証明書等)の写し
- (5) 養育費保証会社との契約書の写し
- (6) 養育費の取り決めに交わした文書(債務名義化した文書に限る)の写し
- (7) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第8条 市長は、申請が到達してから(申請内容を補正するための期間は除く)30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 市長は、前項の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、仙台市養育費保証契約保証料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市養育費保証契約保証料補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 第8条第1項に規定する補助金の額の交付の決定を受けた者は、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- （3）養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く）

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して、仙台市養育費保証契約保証料補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助金の額を減額決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年10月1日）

この改正は、令和２年１０月１日から実施する。

附 則（令和２年１１月１６日改正）

この改正は、令和２年１１月１６日から実施する。

附 則（令和５年３月２９日改正）

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附 則（令和６年３月１２日改正）

この改正は、令和６年４月１日から実施する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。